

# 板橋区立赤塚体育館少年運動場運営要綱

(平成20年3月31日 区長決定)  
(平成21年3月30日 一部改正)  
(平成24年2月29日 一部改正)  
(平成26年3月20日 一部改正)  
(平成28年7月12日 一部改正)  
(令和元年5月17日 一部改正)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立体育施設条例（平成9年板橋区条例第20号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区立体育施設条例施行規則（平成20年板橋区規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づき、板橋区立赤塚体育館少年運動場を利用しようとする者の利用及び申込み等を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

なお、条例第8条第2項に定める不承認の例外規定（営利を目的として利用する場合）の取扱いについては、別に定める要綱によるものとする。

(対象施設)

第2条 利用対象施設は、以下のとおりとする。  
赤塚体育館少年運動場

(利用形態)

第3条 少年運動場の利用は、団体への貸切利用及び個人利用とする。

2 少年運動場を貸切利用しようとする者は、次章に定める団体登録を行わなければならない。

## 第2章 登録

(登録種目)

第4条 少年運動場を貸切利用するための団体登録の種目は、以下のとおりとする。

- (1) 軟式少年野球（小学生）
- (2) ゲートボール
- (3) グラウンド・ゴルフ
- (4) その他区長が適当と認めた種目

(登録資格要件)

第5条 少年運動場を貸切利用するための団体登録の要件は次のとおりとする。

登録種目	軟式少年野球	ゲートボール グラウンド・ゴルフ
代表者	区内在住・在勤者で18歳以上の者	
構成員	区内在住・在学の小学生	区内在住・在勤・在学者
構成人数	10人以上	5人以上

(登録申請)

第6条 団体登録を受けようとする者は、東京都板橋区 公共施設予約 システムの利用者登録に関する規則(平成10年板橋区規則第49号。以下「システム規則」という。)

第5条の規定による、板橋区 公共施設予約 システム利用者登録等申請書を赤塚体育館施設管理者(以下「施設管理者」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による団体登録の申請は、第5条の表に掲げる要件を確認できる証明書類(健康保険証、運転免許証、その他官公署発行の証明書等(写し可))を提示して行わなければならない。

3 利用者登録の期間(以下「登録期間」という。)は、利用者登録をした日から3年間とする。ただし、軟式少年野球団体の登録期間の期限は、登録日以後における最初の6月30日までとする。

4 利用者が登録期間内に登録の更新を申請したときは、登録の更新をするものとし、更新後の登録期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 次号以外の団体 登録期間が満了した日の翌日から3年間

(2) 軟式少年野球団体 登録期間が満了した日の翌日から1年間

(登録申請の手続)

第7条 前条の規定による団体登録の手続は、赤塚体育館において、開館日の午前9時から午後7時まで受け付ける。

(利用者カードの交付)

第8条 利用者登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)には、システム規則第8条の規定による利用者カードを交付する。

### 第3章 利用申請

(利用申請の手続)

第9条 施設を利用しようとする登録団体は、施設管理者に利用者カードを提示し、利用しようとする日の前日までに利用申請しなければならない。

2 前項の手続の受付時間については、第7条の規定を準用する。

(申請の特例)

第10条 少年運動場を次の事由により貸切利用をする場合は、規則第4条第3項ただし書の規定に基づき、次項から第3項までに規定する手続により申請できるものとする。

(1) 区が行政目的のために利用するとき

(2) 区以外の官公署が行政目的のために利用するとき

(3) 区内の公共的団体が公共又は公益目的のための体育事業に利用するとき

(4) 区の連盟等が区民等を対象とする体育事業のために利用するとき

(5) その他区長が特別に認める体育事業のために利用するとき

2 前項各号の事由に該当する者は、利用日の前年度の9月に、翌年度4月以降の年間利用計画をスポーツ振興課長又は施設管理者に提出するものとする。

3 スポーツ振興課長又は施設管理者は前項の規定による年間利用計画を受理したときは、利用計画を調整し、12月中に提出者に対し結果を通知する。

4 第1項の規定による貸切利用をする場合の優先順位は、同項各号の順による。

(利用申請の制限)

第11条 少年運動場を利用できる時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 軟式少年野球は、1団体につき土曜日、日曜日及び祝日に2時間とする。

(2) ゲートボール及びグラウンド・ゴルフは、平日の午前中とする。

(承認書の交付)

第12条 施設管理者は、利用申請書を受理したときは、その適否を審査のうえ承認する者に対し、利用承認書を交付するものとする。

2 複数の登録団体の利用申請が重複した場合は、赤塚体育館において抽選を行う。

(利用不承認の協議)

第13条 少年運動場の貸切利用の利用不承認にあたっては、政治・宗教活動、公序良俗に反する利用等、条例第8条の項目を基準とする。なお、利用目的・形態等に疑義が生じた場合は、施設管理者とスポーツ振興課長が協議し、利用承認、不承認について決定する。

## 第4章 利用

(利用承認書の提示)

第14条 少年運動場の利用承認を受けた者は、施設利用時に利用承認書又は利用者カードを施設管理者に提示しなければならない。

(責任者の義務)

第15条 利用団体の責任者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的以外に使用し、又は、管理運営に支障のある行為をしてはならない。
- (2) 施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償すること。

(利用の変更、停止及び取消し)

第16条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件の変更、利用の停止、又は利用承認の取消しを行うことができる。

- (1) 利用の目的又は利用承認の条件に違反したとき
- (2) その他、区長が必要と認めたとき

(事故責任)

第17条 利用者の事故は、施設整備の管理上の原因により生じた場合は、区長又は施設管理者が責任を負い、その他については、利用者の責任とする。

(遊び場開放)

第18条 少年運動場の有効活用のため、以下のとおり地域の小・中学生へ遊び場として開放する。

(1) 開放の条件

少年運動場を遊び場として開放する場合は、開放しようとする日の前日までに利用申請のない場合とする。

(2) 遊び場開放の曜日及び時間

開放曜日	開放時間	対象者
火曜日・水曜日・金曜日 (赤塚体育館休館日を 除く)	午後2時から午後5時まで (11月から2月は 午後2時から午後4時まで)	小学生

月曜日・木曜日 (赤塚体育館休館日を 除く)	午後2時から午後5時まで (11月から2月は 午後2時から午後4時まで)	中学生
------------------------------	--	-----

(3) 開放の注意事項

- (ア) 中学生の野球は禁止する。
- (イ) 遊びに必要な道具は、各自持参する。
- (ウ) 他の人の迷惑にならないこと。
- (エ) グラウンド等に損傷を与える恐れのある行為は禁止する。
- (オ) 運動場内での、飲食行為は禁止する。
- (カ) 施設管理者の指示に従うこと。
- (キ) その他、危険行為等を行わないこと。

(4) 周知方法

利用者及び地域住民への周知を図るため、運動場入口等に開放の有無及び時間帯等を掲示する。

## 第5章 その他

(利用上の注意事項)

第19条 この要綱による、体育施設利用についての注意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用申請の際に届け出た責任者が利用承認の当日来ることができなくなった場合は、当日、代わりに責任者となる者の氏名、連絡先等を利用日当日までに、施設管理者に報告すること。
- (2) 利用申請団体が他の団体と試合等を行う場合は、利用申請団体の責任者が利用の責任を負う。
- (3) 利用申請団体の責任者は、利用者及びその他の人に事故、けがのないように注意すること。また、事故、けが人が発生したときは、直ちに施設管理者に報告すること。
- (4) 自己の都合で利用承認を受けた施設を使用しない場合は、施設管理者に連絡すること。
- (5) 野球のベース等の用具の出し入れは、利用者が行うこと。
- (6) ボール、バット等の体育施設に付属する設備以外の用具は、利用者が準備すること。
- (7) 利用時間には、着替え・準備・片付け等の時間が含まれるものとする。
- (8) 利用時間終了時まで、施設内を整備すること。
- (9) 指定された場所以外での喫煙・飲食は禁止とする。
- (10) 酒気を帯びた者の利用、危険物の持ち込み、他人に迷惑となる行為、他人に不快感を与える行為及び施設や器具等を破損するような行為は禁止とする。
- (11) 少年団体の利用の際には、利用申請団体の責任者が同伴し、施設利用上の責任をもつこと。
- (12) ゴミは各自持ち帰ること。
- (13) 運動場コンディションの状態が良好でない場合、晴天でも利用を禁止することがある。
- (14) その他、施設管理者の指示に従うこと。

(委任)

第20条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に板橋区立赤塚体育館少年運動場運営要綱（平成17年8月1日教育長決定）により行われた行為等はこの要綱により行われたものとみなす。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に登録を受けている登録団体は、登録期間が満了するまでの間は、改正後の登録要件を満たしているものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和元年5月17日から施行する。